○外務省告示第二百九十七号

平成二十九年七月二十四日にリマで、円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の平成二十六年三月三十一日付けの交換公文に従ってペルー共和国政府に供与されることになった災害復旧スタンド・バイ借款としての災害の危険度に応じた管理計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がペルー共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十二年七月二十五日まで延長される旨の口上書の交換が、ペルー共和国政府との間に行われた。

平成二十九年八月二十三日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第二百九十八号

平成二十九年八月五日にバグダッドで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がイラク共和国政府との間に行われた。

平成二十九年八月二十三日

外務大臣　河野　太郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、イラク共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とイラク共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百十五億五千六百万円（二一、五五六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ハルサ火力発電所改修計画（フェーズ2）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、イラク共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、イラク共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利に〇・〇五パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は〇・一パーセントとする。

(d)　(b)及び(c)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(e)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(f)　前払の手数料は、1に規定する借款の額の〇・二パーセントの率で課されることになる。(e)に規定する支出期間が延長されないこと及び前記の支出期間内に支出が完了することを条件として、1に規定する借款の額の〇・一パーセントに相当する額が払い戻されることになる。

3　(1)　借款は、イラクの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　イラク共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　イラク共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してイラク共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためイラク共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　イラク共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してイラク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してイラク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してイラク共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してイラク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　イラク共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びイラク共和国の一般公衆の安全を可能な限り確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　イラク共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十七年八月五日にバグダッドで

イラク共和国駐在

日本国特命全権大使　岩井文男

イラク共和国財務次官代行

マーヘル・ハンマード・ジョハン殿

（イラク側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年八月五日にバグダッドで

イラク共和国財務次官代行

マーヘル・ハンマード・ジョハン

イラク共和国駐在

日本国特命全権大使　岩井文男閣下

○外務省告示第二百九十九号

平成二十九年八月八日にダッカで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四億四千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日

4　署名者

日本側　渡邉正人在バングラデシュ大使

バングラデシュ側　カジ・ショフィクル・アゾム財務省経済関係局次官

平成二十九年八月二十三日

外務大臣　河野　太郎